

NBS



工事整備対象設備の点検については独占業務で、消防設備士の免状を受けている者

若しくは **消防設備点検資格者**の免状を受けている者以外は点検を行う事が出来ないと規定されています。

一部の防火対象物においては 管理権原者自らが点検し報告します。

その**消防用設備点検資格者**の資格にも消防設備士同様 **資格喪失** があります。

消防設備士の場合は**点数制度**によるものですが、点検資格者の場合は

次のいずれかに該当した場合 **資格喪失** となります

- 1 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。
- 2 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 3 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。
- 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。
- 5 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。
- 6 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

防法施行規則第31条の6第7項



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

